

## 金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

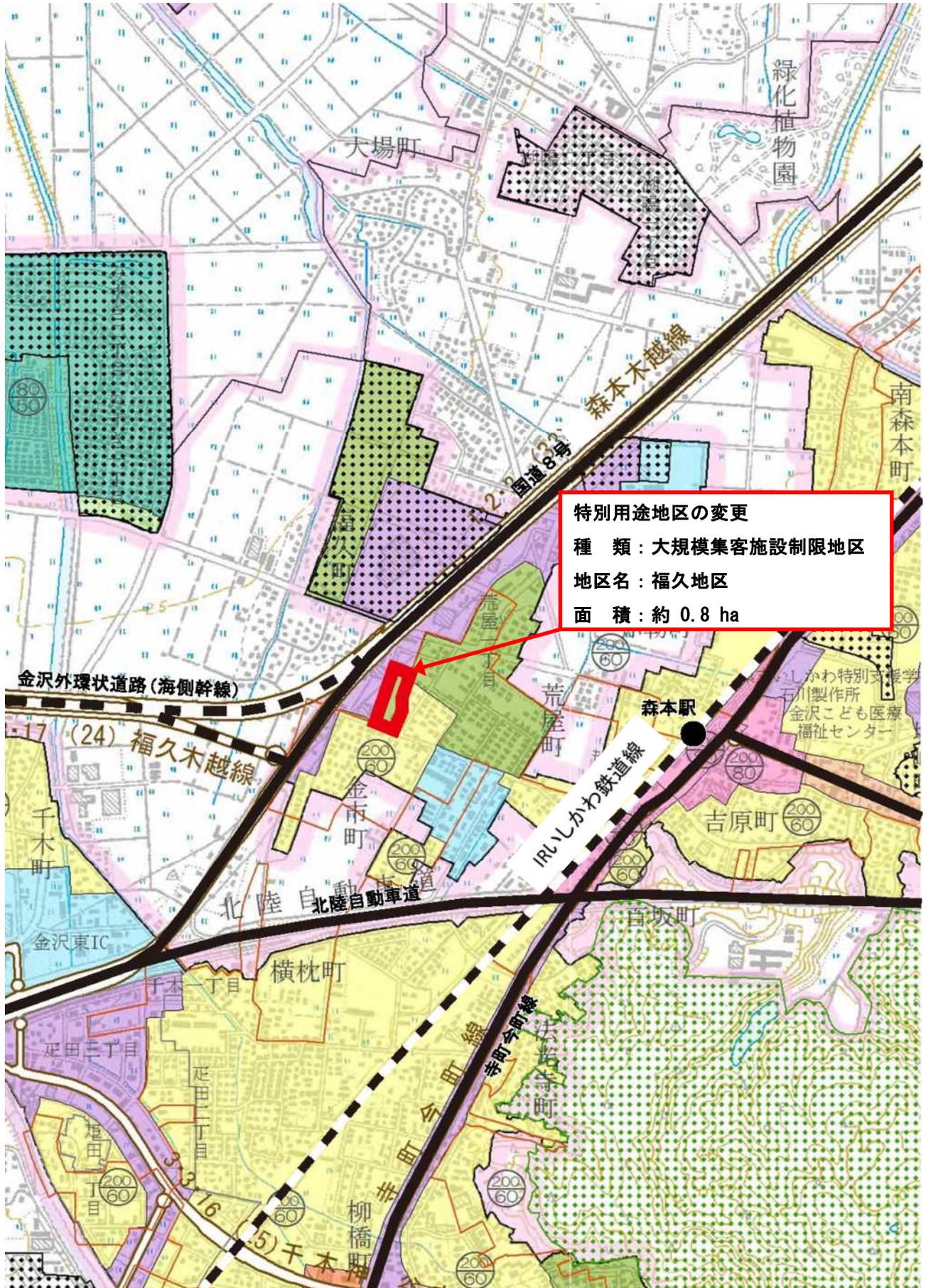
上段赤書きは変更前

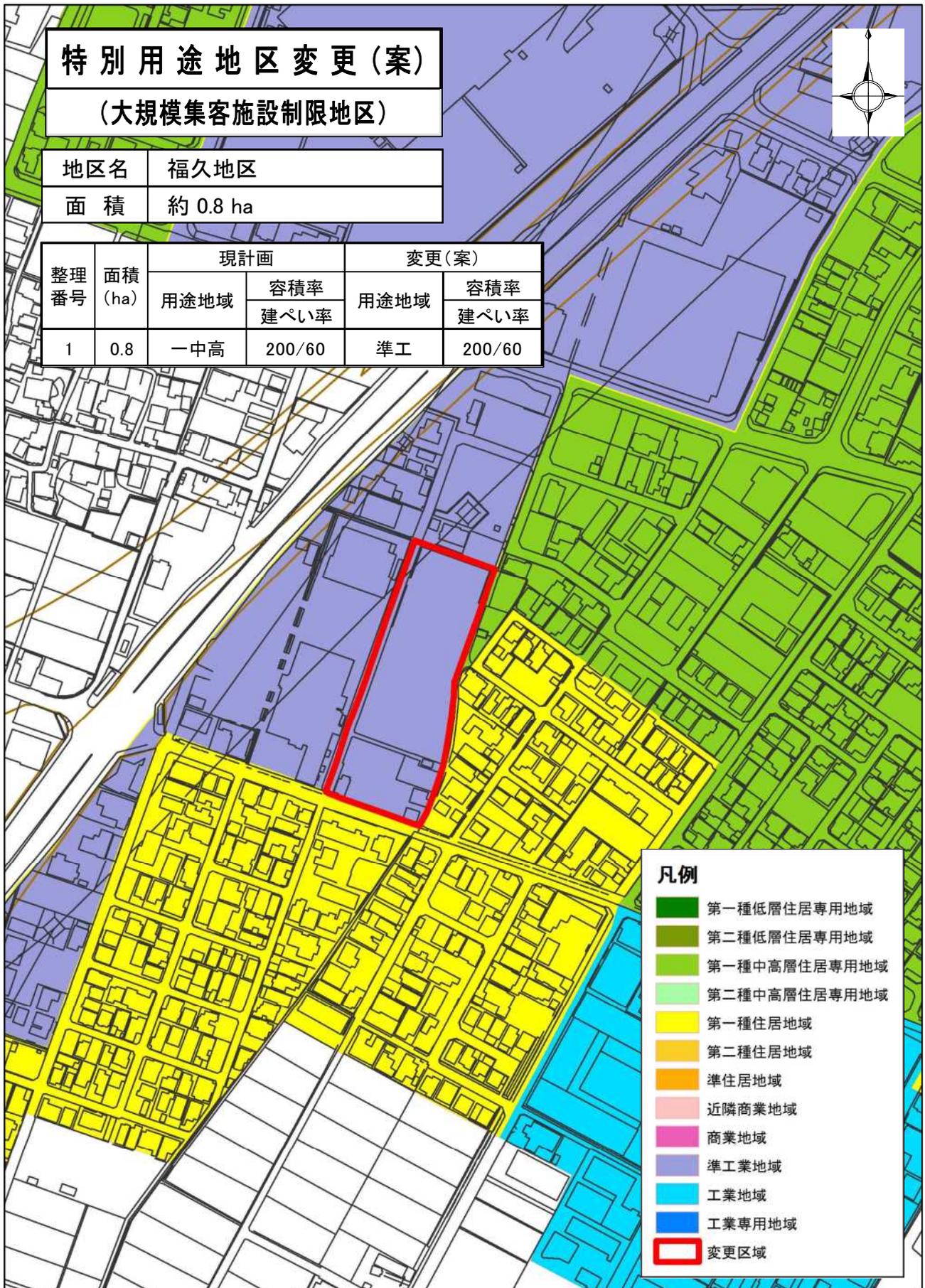
種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	(約 1, 366 h a) 約 1, 367 h a	建築制限の概要 ・大規模集客施設 (床面積合計が1万平方メートルを超えるもの)

## 理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成19年5月28日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第1, 3種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、福久地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区について、大規模集客施設を抑制するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定をする。





**特別用途地区変更(案)**  
**(大規模集客施設制限地区)**

地区名	福久地区
面積	約 0.8 ha

整理番号	面積 (ha)	現計画		変更(案)	
		用途地域	容積率 建ぺい率	用途地域	容積率 建ぺい率
1	0.8	一中高	200/60	準工	200/60

- 凡例**
- 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域
  - 変更区域